平成３０年（フ）第１８号
北海道苫小牧市弥生町１丁目１番２号
債務者　桂　　清久
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１９号
函館市昭和４丁目59番５号　ロイヤルパレス203
債務者　石田　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２７号
函館市小安町692―１、住民票上の住所函館市赤川１丁目20番２号
債務者　小川　茂子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１８１号
山形県東根市神町西１丁目１番22号
債務者　近藤亜希菜
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
山形市東山形２丁目10番14号　コーポＢツリー　202号
債務者　櫻井菜奈子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
岡山県倉敷市玉島３丁目２番20号
債務者　目﨑由起子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
岡山県倉敷市真備町箭田2439番地グループホーム住倉・箭田棟
債務者　三宅　譲次
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第９号
三重県志摩市阿児町神明316番地
債務者　溝口貴美子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
島根県出雲市大津町3751番地　市営西谷住宅233号
債務者　長﨑　　都
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１０８号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤1786番地の６
債務者　志田　優子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４号
山形県米沢市広幡町成島2054番地の２　サンステーションアベ方
債務者　中里　操生
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第４１号
群馬県高崎市江木町409番地６　エトワール江木606号
債務者　大村田百合子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８６９号
埼玉県川口市大字芝4853番地　ヤツダハイツＢ205号
債務者　宮原　大典
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３３号
埼玉県新座市栗原６丁目３番10号　サン・プリリアントアズマド201号室
債務者　町田　賢二
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４５号
さいたま市中央区上峰２丁目９番10―302号、旧住所さいたま市浦和区駒場１丁目18番11―202号
債務者　阿久津三郎
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
静岡県沼津市足高497番地の21　ランドハウス足高102
債務者　臼井　昭彦
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
静岡県沼津市足高497番地の21　ランドハウス足高102
債務者　臼井　弥生
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係